

【知立市文化協会会則】

(名 称)

第1条 この会は、知立市文化協会（以下「協会」という）と称します。

(事務所)

第2条 協会の事務所は知立市文化会館内に置きます。

(目 的)

第3条 協会は、広く市民文化の高揚に寄与するとともに、協会会員の教養向上、文化活動の連携および相互の親睦等をはかることを目的とします。

(組 織)

第4条 協会は、前条の目的に賛同し、会費を納入した会員をもって組織します。

(会員及び会費)

第5条 協会の会員及び会費は、各々次のとおりとします。

- (1) 一般会員は、第8条に定める協会への加入団体（以下「加入団体」という）に所属するものとし、一加入団体毎に一人年額 2,000 円とします。
- (2) 団体結成に至らない個人会員については、第8条に定める部に所属するものとし、一人年額 2,000 円とします。
- (3) 小、中、高校生会員は、加入団体に所属するものとし、一加入団体毎に一人年額 300 円とします。
- (4) 賛助会員は、協会の目的に賛同し、その運営・推進に参加する法人または個人とし、年額法人 10,000 円 個人 5,000 円 企業 10,000 円とします。
- (5) 協会は、会費のなかから必要により周年記念事業の積立金をすることができます。

(事 業)

第6条 協会は、目的達成のため次の事業を行います。

- (1) 文化一般に関する発表会、展覧会、鑑賞会、研究会、講演会、文化講座、市民教室等の開催
- (2) 機関紙の発行と出版活動
- (3) 他の文化グループや団体との交流
- (4) その他、協会の目的を達成するために必要な事業

(部 門)

第7条 協会は、次の部門を置きます。

- (1) 美術部門
- (2) 創作部門
- (3) 茶華道部門
- (4) 芸能部門

(部及び加入団体)

第8条 前条の部門に部及び加入団体を置き、次のとおりとします。

- 2 部は、前条の部門のいずれかに所属するものとします。
- 3 加入団体は、前号の部のいずれかに所属するものとします。
- 4 加入団体の構成人員は、原則として 10 名以上としますが、団体結成までの経過措置として三役員会の決議により、個人会員としての加入も可能とします。
- 5 新規加入団体または個人の入会は、三役員会で決定し、理事会の承認を得るものとします。なお、入会は次のことを考慮して決定します。
 - (1) 原則として、知立市在住、知立市在勤、知立市で主として活動している団体ならびに個人。

- (2) 営利を目的としない団体ならびに個人。
- (3) 政治・宗教活動を目的としない団体ならびに個人。
- (4) 社会活動・文化活動に理解のある団体ならびに個人。
- (5) 文化活動に実質的に実績（公民館・パティオ池鯉鮒講座等）のある団体ならびに個人。
- (6) 組織的にまとまりのある団体ならびに会員の拡大や活躍が期待される個人。
- (7) 入会申請団体に対する文化協会加盟会員による推薦と提言。

(役 員)

第9条 協会に次の役員を置きます。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名（美術担当、創作担当、芸能担当、茶華道担当、広報・会報担当、事務総括）
- (3) 理 事 若干名（各部門）
- (4) 会 計 1名
- (5) 監 査 2名

(役員を選出)

第10条 役員を選出方法は、次のとおりとします。

- (1) 会長は、会員の中から理事会の推薦により総会で決めます。
- (2) 副会長、理事、会計は理事会の推薦により会長が決めます。
- (3) 監査は、理事会の推薦により会長が決めます。

(役員職務)

第11条 役員職務は、次のとおりとします。

- (1) 会長は、協会を代表して会務を総轄します。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったとき、又は会長が欠けたときはその職務を代行します。
- (3) 副会長は、担当部門の事業を統括するとともに、その分野の活動を推進します。
- (4) 理事は、協会の必要事項を提案・審議するとともに、担当部門及び部の事業推進を補佐します。
- (5) 会計は、協会の運営費の処理にあたります。
- (6) 監査は、会計を監査します。

(三役員会、理事会)

第12条 第9条の会長、副会長、会計で三役員会を組織し協会の重要事項を審議し円滑な運営を図ります。

- 2 三役と理事で理事会を組織し協会の重要事項を審議し、決定します。
- 3 監査は理事会へ出席して意見を述べる事が出来ます。

(役員任期)

第13条 役員任期は次のとおりとします。

- (1) 役員任期は2年とします。ただし再任を妨げないものとします。
- (2) 補欠役員任期は、前任者の残任期間とします。

(運営委員、副運営委員及び実行委員)

第14条 協会に運営委員、副運営委員及び実行委員を置きます。

- 2 運営委員は、加入団体を代表し、運営委員会を構成して協会の運営にあたります。
- 3 副運営委員は、運営委員を補佐し、運営委員に事故のあったとき、又は運営委員が、欠けたときはその職務を代行します。
- 4 実行委員は、事業に関連する加入団体及び個人から選出します。